

障害年金の請求をいたします！



初診日の疑問？

初診日っていつなの？
初診の病院はどこなの？
カルテが無いと初診証明
はできないの？

傷病により初診日は違います。
お客様の状況を伺い分かりやすく説明します。カルテなしでも初診日認定される場合があります。決して諦めないことです！



請求について

いつから請求できるの？
65歳以後でも請求
できるの？
申立書は難しいの？

過去又は請求以降分あるいは両方を請求できます。初診日が65歳前なら何歳でも請求可能です。申立書は日常の状況を書くもので難しくはありません。



受給について

いつからもらえるの？
いつまでもらえるの？
事後の手続きはあるの？

請求の翌月分以降又は認定の翌月分以降あるいは両方を受給できます。更新認定されればずっと受給できます。そのため数年毎に診断書の提出が必要です。



ダメだった場合

もう請求できないの？
何か方法はないの？
どこに相談したらいいの？

不服申立て・請求のし直しができます。弊事務所は全てを見直し、最後まで諦めずに受給への道を探ります。



障害年金の請求は時間が経つほど初診日の証明が難しくなり請求が困難となります。法改正で初診日の証明方法が緩和されましたが、必ず認定されるわけではありません。思い立った時にいち早く専門家に相談することが最善の方法です。

まずは、お気軽にご相談ください！！！！

はんだ 社会保険労務士事務所 *あなたの街の年金相談員*

栃原 嘉明（特定社会保険労務士） 大分市判田台南 2-6-4
TEL 097-507-9822（携帯直通）
FAX 097-597-3996 Mail:arimasi04@yahoo.co.jp